

## 令和6年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

令和6年3月21日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第1号議案から第25号議案まで及び第1号報告、第2号報告について委員長報告  
(質疑・討論・表決)

日程第2 第26号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 第27号議案及び第28号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 議員派遣の件について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良  
2 番 在 永 恵  
3 番 於 久 弘 治  
4 番 毛 利 洋 子  
5 番 中 尾 勉  
6 番 井ノ口 憲 治  
7 番 阿 部 輝 之  
8 番 土 谷 信 也  
9 番 成 重 博 文  
10 番 松 本 博 彰  
11 番 河 野 徳 久  
12 番 安 東 正 洋  
13 番 北 崎 安 行  
14 番 河 野 正 春  
15 番 菅 健 雄  
16 番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 田 中 良 久  
次長兼議事係長 大 塚 栄 彦  
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子  
専 門 員 小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫  
副 市 長 安 田 祐 一  
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一  
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政  
市参事兼健康推進課長 清 水 栄 二  
市参事兼環境課長 尾 形 稔  
市参事兼商工観光課長 河 野 真 一  
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘  
地域活力創造課長 小 野 政 文  
税 務 課 長 近 藤 直 樹  
市 民 課 長 黒 田 敏 信  
保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治  
社 会 福 祉 課 長 田 染 定 利  
子 育 て 支 援 課 長 水 江 和 徳  
人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明  
農 業 振 興 課 長 川 口 達 也  
耕 地 林 業 課 長 阿 部 博 幸  
農 業 地 域 支 援 室 長 首 藤 賢 司  
建 設 課 長 馬 場 政 年  
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博  
上 下 水 道 課 長 甲 斐 繁 彦  
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

船 木 靖 幸  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 山 田 英 彦  
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長

藤 重 深 雪  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 塩 崎 康 弘  
消 防 本 部 消 防 長 友 久 優

### 教育委員会

教 育 長 河 野 潔  
市参事兼文化財室長 板 井 浩  
教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己  
学 校 教 育 課 長 河 野 政 文  
総務課 総括主幹兼総務法規係長

矢 野 裕 治  
総括主幹兼人事給与係長兼秘書係長  
江 島 信 之

○議長（安東正洋君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

3月21日

○議長（安東正洋君） 日程第1、第1号議案から第25号議案まで及び第1号報告、第2号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅 健雄君。

○総務委員長（菅 健雄君） おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る3月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件と報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、令和6年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億1,860万1,000円が計上されています。

個人の加入件数は、令和6年2月末時点で8,680件、加入率は95.9%となっており、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費です。その財源は、使用料、繰入金、起債などで措置されています。

審査の中で委員から、ある方が減免制度を知らずに、80歳を過ぎて減免申請をした際に、前には遡れなかったという事例を紹介した上で、「80歳以上の方への周知はできているのか、また、相手が高齢者であるだけに、制度を知らなかった人については遡及を検討できないか」との質疑があり、執行部からは、「現在、80歳以上の方のみの世帯に係る減免については申請制度を取っている。周知については、まず、該当者を社会福祉課と協力してピックアップし、民生委員さんの協力を得て、80歳減免制度を直接案内している。市報では年間3回お知らせしており、それでも申請が出ない場合は、企画情報課職員が個別に電話で減免申請の案内を行っている。まずは、これらを継続的に行い、必ず減免申請を出していただけるように努力していきたい」との答弁がありました。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、県支出金などで財源措置されており、補正額は8億1,313万1,000円の減額で、補正後の予算総額は185億5,897万5,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、基金積立金を増額する経費が計上されています。

また、繰越明許費の設定については、分譲宅地整備事業などの繰越措置を行っています。

次に、地方債補正については、過年発生農林水産施設災害復旧事業が追加されています。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、田染小崎地区の橋梁補修工事における事業費の増額に伴い、辺地対策事業債の予定額等を増額するため、それらに係る計画を変更するものです。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、豊後高田市特別職報酬等審議会の答申を勘案し、市議会議員の報酬等の改定を行うものです。

審査の中で委員から、「なり手不足問題で議長から市長に要望書を提出したが、その中で、報酬の引上げについては要望していないと聞いている。特別職報酬等審議会の立ち上げの経過について」の質疑があり、執行部からは、「6月の議長からの要望書を受け、執行部で事実確認や状況確認を行った。これまで、議員活動や立候補しやすい環境づくりとして、平成31年4月に政務活動費の増額を行い、昨年の市議選時には、選挙費用の公費負担を開始しているが、まだまだ充分な環境ではないのではないかと考え、若年層や女性など、多様な人材が立候補しやすい環境づくり及び専業で議員活動ができるように、処遇のほうに目を向け、調査・検討した。その中で、報酬等改定の検討が必要であると執行部で判断し、報酬等審議会に諮問したものである」との答弁がありました。

また、「審議会において資料要求などはあったのか」との質疑があり、執行部からは、「審議会には、今回の経緯が分かる資料として、定数が減った経過、それに伴う効果、物価上昇変動率、議員の活動内容、公務員の平均給与や市の財政状況、他市の市議会議員の報酬額などを提出した。なお、1回目の審議会委員から報酬引上げのシミュレーションを出してもらいたいとの要求があり、2回目の審議会時において、平成19年での報酬の引下げや物価変動を報酬に換算した額などから、4万円、5万円、6万円を

引き上げた場合の資料を議論の参考に提出した」との答弁がありました。

なお、「審議会では、4万円から6万円引き上げることに満場一致だったのか、また、答申に書かれている定数問題及び議員活動の見える化についての具体的な意見の有無について」の質疑があり、執行部からは、「当初、金額についての意見では多少ばらつきがあったが、委員皆さんの意見の範囲を拾った4万円から6万円で収束し、満場一致であった。定数減については、過去の定数見直し時に比べ、議員1人当たりの人口もまだ多いため、今はまだ必要ないのではないかという意見があった。答申に書かれているのは、今後引き続き検証はしてもらいたいという趣旨のようであり、そういった意見は大体、委員皆さんから出た。また、議員活動の見える化の要望意見はほぼ全員から出たが、具体的な方策などを示されたわけではなく、議員さん方で考えていただきたいという趣旨であろう」との答弁がありました。

その他、「政務活動費についてはこれでいいのかといった議論はされていないのか」との質疑があり、執行部からは、「2回目の審議会で、他市の政務活動費はどうなのかといった質問があった。回答すると、本市の年額はあまり多くないんだなという印象を受けられたようで、それにより、報酬を上げるのが妥当ではという意見にまとまったようであり、そういうふうに感じました。政務活動費を上げるべきとまでは発言はなかったと記憶している」との答弁がありました。

本議案については、反対討論がありました。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、豊後高田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正については、一般職職員の期末手当の改定を勧案し、会計年度任用職員の期末手当の改定を行うものです。

審査の中で委員から、「会計年度任用職員で今回の改定により期末手当が増額される人数について」の質疑があり、執行部からは、「令和6年度において予算上181人分を計上しており、そのうち、期末手当の対象は148人である」との答弁がありました。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、豊後高田市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、職員等が旅行する際の旅費の調整について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、豊後高田市監査委員条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員から、「こういう補償の対象となる事故がここ数年のうちで本市で起きているのか」との質疑があり、執行部からは、「遺族補償年金が1件、損害補償が1件である」との答弁がありました。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、低所得者支援及び定額減税を補足し給付する予算を令和6年1月22日付けで専決処分した歳入及び歳出であります。

歳入予算の内容については、国庫支出金で財源措置されており、補正額は2億5,971万9,000円の増額であります。

歳出については、その全額を繰越明許費に設定し、繰越措置をしています。

審査の結果、第1号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異

3月21日

議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る3月14日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件と報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第2号議案、令和6年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ29億9,722万5,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金であり、歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金です。

審査の中で委員から、「5年後の国保税率統一について」の質疑があり、執行部からは、「国保制度を取り巻く現状としては、被保険者の減少並びに1人当たりの医療費の増加など、大分県全体で見てもほぼ同じであり、今後も、保険税としての負担が増えていく傾向にあるのではないかと考えている。本市としては、今後、統一後の保険税の具体的な水準や基金の状況を踏まえながら、令和11年を目標としている県下の国保税の水準の統一に向けては、やはり税率の見直し等も検討していかなければならないのではないかと考えている」との答弁がありました。

審査の結果、第2号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、令和6年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億7,659万4,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、令和6年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ28億4,732万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金であり、歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費です。

審査の結果、第4号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和6年度豊後高田市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、民生費では、事業内容の変更に伴い、保育所整備事業に要する経費などが減額され、養護老人ホーム入所者の増加などに伴い、老人保護施設措置費を増額しています。

衛生費では、広域ごみ処理施設の工事請負費を今年度の出来高に応じた支払限度額に補正したことなどに伴い、宇佐・高田・国東広域事務組合負担金が減額されています。

教育費では、高田小学校隣接用地の埋立工事のスケジュールを変更したことから、新設工事請負費を減額しています。

繰越明許費の設定については、保育所整備事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員から、「老人保護施設措置費の増額理由について」の質疑があり、執行部からは、「増額理由は、養護老人ホーム利用者を当初見込みでは直近5ヶ年の推計で62人としていたが、本年1月末では67人に増えたため、予算の不足が生じたものである」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、令和5年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、過不足が生じる介護給付費の調整を行うものです。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の額を定めるものです。

審査の中で委員から、「県下の状況について」の質疑があり、執行部からは、「県内の第9期の改正の状況については、基準月額を引き上げる市町村は本市を含め7市町村、引き下げる市町村は1市町村、据置きが10市町村となっている。引上げを行う7市町村のうち、引上げ額については、本市の70円というのが最も少ない額であり、次が100円、多いところでは653円の引上げもある。引下げを行うのは1市町村だが、引下げ後の基準月額は、本市の5,370円に比べ、580円高い金額となっている」との答弁がありま

した。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例の整理を行うものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、低所得者支援及び定額減税を補足する給付に係る予算を令和6年1月22日付で専決処分した補正予算の歳出の一部であり、その額を繰越明許費に設定し、繰越措置をしています。

審査の中で委員から、「現時点での支給実績について」の質疑があり、執行部からは、「3月8日現在、711所帯、約98.9%の支給が完了している」との答弁がありました。

審査の結果、第1号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、戸籍法等の一部改正に伴い、周知期間を確保するため、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年1月22日付けで専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告をいたします。

去る3月15日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案10件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第6号議案、令和6年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数6,589戸、

年間総供給量191万立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益3億2,306万2,000円に対し、事業費用3億854万2,000円を予定し、差引き1,452万円の当期営業利益を予定しています。

資本的収支では、収入総額3,998万4,000円に対し、支出総額1億6,860万7,000円を予定し、差引き1億2,862万3,000円の不足額が生じますが、この不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填を予定しています。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、令和6年度豊後高田市下水道事業会計予算は、業務の予定量としては、水洗化人口9,900人、年間総処理水量184万立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益8億8,593万3,000円に対し、事業費用8億8,593万3,000円を予定しています。

資本的収支では、収入総額3億3,789万1,000円に対し、支出総額5億9,642万4,000円を予定し、差引き2億5,853万3,000円の不足額が生じますが、この不足は当年度分損益勘定留保資金で補填を予定しています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、衛生費では、小規模給水施設の改修事業において、入札の結果などにより、改修工事に要する経費が減額されています。

農林水産業費では、当初予定額に対し、事業実績の減少などにより、おおいた園芸産地づくり支援事業に要する経費が減額されています。また、昨年10月にひょうが降り、それにより被害を受けた農業用施設の復旧の補助に要する経費などが計上されています。

商工費では、事業内容の変更などに伴い、長崎鼻観光施設整備事業に要する経費が減額されています。

土木費では、財源の裏づけとなる過疎債の借入枠が県全体で調整されたことにより、道路新設改良に要する経費が減額されています。

災害復旧費では、令和5年7月の梅雨前線豪雨等

3月21日

による災害復旧事業の実施設計完了に伴い、事業費が減額されています。

繰越明許費の設定については、過疎（道路）対策事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員から、「農林水産業施設等復旧支援事業において、ひょうが降って被害が出たのは予算計上されている2件だけだったのか」との質疑があり、執行部からは、「農林水産業施設の災害復旧として被害が確認できているのは、東都甲の牛舎2か所である」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、令和5年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的支出の建設改良費などを減額するものです。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、令和5年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的支出の建設改良費などを減額するものです。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、農業委員会委員等の報酬について、県内他市との均衡を図るため、報酬の額の改定を行うものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市漁港管理条例の一部改正については、漁港漁場整備法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員から、「具体的な改正内容について」の質疑があり、執行部からは、「漁港施設の活用のため、陸上養殖施設や配送用の作業施設、仲卸施設、直売所等に使用することを許可することなど

が追加されたものである」との答弁がありました。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部改正等を勘案し、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市水道事業給水条例の一部改正については、水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安東正洋君）** 予算審査特別委員長、毛利洋子君。

**○予算審査特別委員長（毛利洋子君）** 予算審査特別委員長報告をいたします。

去る3月18日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は、議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

審査の結果、第1号議案、令和6年度豊後高田市一般会計予算は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安東正洋君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

私は、社会文教委員長に、市民の中で最も関心の高い国保税や介護保険に関する議案についての審査内容について質疑をいたします。

最初は、第2号議案の国保の特別会計の審査の内容ですが、先ほどの報告で、これから5年たった6

年後、令和11年度から国保税は豊後高田市議会で決めるのではなくて、県で国保税が決まることになる。それに向けて、執行部の答弁では、国保税の見直しをしなければという趣旨の答弁があったという説明がありました。

その見直しについては、今、私は繰り返し、豊後高田の国保税は高い、基金を活用すれば引下げ可能だという議論をしてきましたけれども、今回も引下げをしない国保の改定になっているんですけども、この委員会の審査の結果、執行部の見直しをするというのは、引下げの見直しの検討をする、検討の見直しなのか、あるいはもう5年、統一に向けて引上げもせざるを得ないというような認識なのか、市民の前に明らかにしてください。

2つ目については、豊後高田の場合は、これまで高く取り過ぎて国保の基金だけでも2億6,000万円、1世帯当たりになりましたら8万2,000円にも上ります。中津市の場合は、これを取り崩して5年間使おうという形で、約1割、国保税を下げる条例が今日の議会で可決をされることになっています。高田の場合は、これを下げないんですが、市民の皆さんからは、高過ぎる国保税を何とかしてくれというのは、議員の皆さんにも声が入ると思うんですけども、社会文教委員会の中では、この基金を取り壊してなぜ引下げができないのかというような議論がなかったのかお尋ねをいたします。

次は、第20号議案、介護保険条例の一部改定議案に対する審議です。

その中で、先ほど、県下の状況はどうかという質疑があって、回答があったという審議の報告がありました。

実は、豊後高田は3年ごとの改定ですが、佐々木市長になって今回3回目の改定なんです。最初の時は、基準額を月額150円、その次が30円、今度は70円の改定なんです。

確かにですね、後で反対討論でやりますけれども、そのために、ほかのところとの対比ではですね、18市町村の中でも、今回、70円の引上げ改定をやっても、下から3番目の料金で抑えることができているんです。その点では努力を認めたいと思うんです。

その基になったのは、いわゆる値上げ幅を抑えることができたのは基金なんです。豊後高田の場合は、基金のほぼ全額を取り壊して、この値上げを抑えるために使った。隣の宇佐や中津については、大幅な基金があるんですよ。この取り壊すのが少な過

ぎてですね、結局、値上げは抑えて、いわゆる県下で10市町村が据置きなんですけど、宇佐でも中津でも私の調査では大幅に引下げができるのに、この取り壊しが少ないために据置きということになりました。高田は残念ながら70円の値上げなんですけどね。

だから、私が審査のことで聞きたいのはね、全県の状況はよく分かったと思うんですけども、問題はですね、介護保険が始まって24年たちます。24年たちましたね。当初に比べてみましたらね、豊後高田の場合は1.7倍ですよ、これ。1.7倍以上の値上げなんです。県下で3番目に低いと言いながら、それでも1.7倍なんです。

だから、問題は、国の制度を変える。いや、公費負担が今のところは国が25%ですね。それで、市と県で25%持っている。公費負担が50%なんですけども、これをですね、国に35%を持たせて、全体的にやっぱり60%まで公費負担をすればですね、介護保険料は上げなくて済むんですけども、何か、国に向かって制度を改定するというような審議は委員の中から全然出なかったのかどうかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） それでは、お答えをいたします。

第2号議案についての検討の件でございますが、先ほども報告いたしましたように、令和11年を目標としている県下の国保税の水準の統一に向けては、やはり税率の見直し等も検討していかなければならないのではないかと考えているという答弁でございました。

それから、基金の議論についてはございませんでした。

それから、第20号議案につきましても、基金の取崩しの議論はございませんでした。

国に向かって働きかけるというような議論もございませんでした。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、議事進行についてお願いします。いいですね。

今、社会文教委員長の井ノ口委員長から答弁がありましたけど、私の質疑には答えていない部分があると思うんですけども、ぜひ、議長、答えさせてもらえませんか。

**○議長（安東正洋君）** 今、井ノ口委員長から答弁がありました。先ほどの委員長報告の中、それから、今、答弁等で、私は概ねあったんじゃないかなというふうに感じております。（○16番（大石忠昭君）概ねありましたか。あまりにも理解していないね）

大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 議長、よく聞いてくださいよ。あと2回質疑できますのでね。

今、私が質疑しているのは、委員長の報告——委員長の報告というのは、本会議から委員会に付託された議案の審議の報告ですね。その審議の内容について私は質疑しているんです。

1点目に質疑したのはね、ある議員から、国保税についてのね、統一問題が問われたわけでしょう。全県的に統一をするんですよ。大分県の場合、令和11年度から統一国保税になります。これは高田の議会で決めるんじゃないんです。県で決めるんですよ。

それに向けて、答弁がね、いわゆる見直しをする方向という、見直しをする方向と。その理由がね、その意味は、6年先、令和11年に見直しをするというのかと。それは、そんなことを聞いているんじゃないと思うんですよ。そんなことは県で決めることですよ。

だから、今一番大事なのは、豊後高田で国保税というのを決めるのは、この新年度からあと5年間は豊後高田で決めるんですよ。それを見直すというか、引き下げる方向で見直すのか、引き上げる方向で見直すというのかという質疑なんです。執行部の答弁は、その辺をどうあなたは受け取ったんですかと。委員長が受け取った内容でもいいですよ。その認識を聞いているんです。分かりますかね。それに答弁ないでしょう。それ、ないんですよ。それを答弁させてください。今、議事進行ではなくて質疑ですからね。併せて質疑しますよ。

実はですね、国の方針で、2018年度からこの国保は市町村と県で、やっぱり財政面から国保税の問題からですね、全部、責任が共同責任になったんですよ。そのために、国保税については市町村で決めるんだけれども、県がそれぞれの市町村のいわゆる医療費をどれだけ使っているのか、あるいは、構成しているメンバーの所得などを計算してですね、試算表をつくって、豊後高田の場合はこういうようにやったらどうかという、いわゆる算定結果を示しているんです。

これがですね、私の調査によると、大分県の18市町村でまちまちなんですよ。前回から比べたら0.7%ぐらい、一番高いところでは6.1%引上げというふうにあるんですけどね。でも、大分県で引き上げるところは1か所ありません。だから、県のね、算定というのはね、正確じゃないんですよ。だから、私は聞いているんですよ。見直しをするというか、県の言うままに見直しをするということは、引き上げる見直しなのか、引き下げる見直しなのかと、はっきりさせてもらいたいと思います。

それから、2つ目に聞いたのは、基金がですね、今度の予算の中でも基金が2億6,000万円あるんですよ。令和11年度から統一の国保税になるでしょう。中津なんかは、それまでに使ってしまうという形で、今年から1割、引き下げるんですよ。豊後高田の場合も値下げをすべきなのに、その基金を取り壊して引下げとするような意見はなかったかと。これについても答弁がありません。

3番目についてもですね、私が聞いているのは、全県的に見て、18市町村の中での高田の位置づけは分かりました。だから、私もそれはよく分かっています。しかし、介護保険制度が始まった時期に比べてみても1.7倍上がっているんだけど、今のこの制度をこのまま行きましたら、また3年先も上がることになるんでね、委員の中から、高齢者の実態を——これだけ年金が減り、物価が上がって高齢者は大変なんだから制度を変えろと、国の負担をもっと増やせという意見はなかったかという質疑なんです。明確に答えさせてもらえませんか。議長、お願いします。

**○議長（安東正洋君）** 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

**○社会文教委員長（井ノ口憲治君）** それでは、お答えをいたします。

引き下げる方向であったのか、引き上げる意見はなかったのかという、どういうふうなことであったのかという見解でございますが、委員長としての見解は控えさせていただきます。

それから、2点目は、基金については意見はございませんでした。

それから、介護の3点目についても意見はございませんでした。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 今、市民の皆さんがお聞き

してですね、委員長の答弁で理解できるでしょうか。多くの市民はですね、やっぱり国保税が高過ぎる、何とか引き下げてもらえないかという切実な思いを抱えているんですよ。だからね、その中で、執行部、最初の答弁、最初の報告ですよ、委員長報告の中で、執行部からはね、いわゆる国保税については見直しという言葉が出たというからね、見直すというのは引き上げる見直しもある。引き下げる見直しもあるんですよ。それはどちらなんですかと聞いておるんです。どちらですかと、それ、委員長はそれも理解できないんですか。理解できないなら、私は理解ができませんと答えてください。ああ、そういう人なんですかということになると思いますよ。……………本当。本当でしょう、これ。その辺も答えてね、言えませんかありますか。

あとのことはね、なかなか私の思うように引き下げるために委員から意見が出なかったというのは分かりましたからね、もうそれはここで委員を迫するわけではありませんのでね、せめて、国保税の見直し問題というのは大事だと思うので、引き下げると、私は中津みたいに関心があるということをお求めているんだけどね、引下げの意見が出なかったというのは分かりましたけれどもね、しかし、検討するという意見が執行部から出たというなら、それをどう受け取るかというのは大事な問題なんです。議長の責任で明らかにしてもらえませんか。(○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 議事進行)

○議長(安東正洋君) はい。

○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 議長、私に対して、質疑の中で、……………といったような職業なども取り上げて、人をそういう質疑をするのはいささか気分も悪いし、どうかと思っておりますが、どうぞ精査をお願いしたいと思います。

○議長(安東正洋君) 大石議員に申し上げます。

ただいまの質疑中に、井ノ口議員に対して、……………というような言葉があったかと思えます。これは不穏当発言じゃなかろうかなというふうにも思われますので、訂正をお願いいたします。

○16番(大石忠昭君) 私に訂正しろと言うんですか。

○議長(安東正洋君) はい。

○16番(大石忠昭君) 私は不穏当発言とは思っておりません。本当にですね、私の質疑を2回やって

もまともに答弁できないというのはね、大問題だと思いませんか。私は、それは取り下げませんよ。(○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 議事進行)

○議長(安東正洋君) 井ノ口憲治君。

○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 私がどういふ今まで職業に就いていたか、あるいは、他の人がほかの職業に就いていた時に、あんたは今までこういう職業に就いていた、あんたはこういう職業に就いていたのになんかといったようなのは、質疑に当たらない。そして、非常に人を侮辱した発言であるというように私は考えます。

議長、どうぞ取り計らいをお願いします。(「そうだそうだ」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) しばらく休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時2分 再開

○議長(安東正洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大石議員の質疑中に不穏当発言があったと私言いましたが、私はそのとおりであるというふうに認識しますので、私の権限でそのようにさようさせていただきます。

また、委員長の個人的な見解、これは委員会の質疑であって、個人的な見解は述べられないということがルールじゃなかろうかなというふうにも思っておりますので、質疑を続けてください。

○16番(大石忠昭君) (○社会文教委員長(井ノ口憲治君)もう答えました) いいですか。いいですね、発言。私はですね、そうくどくどと発言するつもりはないんです。市民にとって大事な問題を聞いているんですね。審議の中で委員から質疑があつて、執行部が答えたという答えた内容がね、皆さん、理解できますかと。私も理解できんし、市民の皆さんもできんでしょう。見直しをすると言ったんだけど、見直しというのは、値上げする見直しもある。値下げする見直しもあるんですよ。その5年間の中の見直しをするというのか、5年先の話はね、これは県で決めることじゃないですかと。だから、単なる見直しというのが、それを正確にしていなくて誤解を与えることになるので聞いているんです。それはどう取ればいいんですか。それを、議長、答えさせてもらえませんか。大事な問題でしょう。(○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 議事進行)

○議長(安東正洋君) 井ノ口憲治君。

○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 先ほどの大石

3月21日

議員が、あなたは今までこういう職業に就いていて、あるいは、または、こういう人が、・・・・・・、そして、ほかの人はこういう職業に就いていた、あなたはこういう職業に就いていた、あなたはこういう職業というのに就いていたというようなことは、非常に不穏当な発言であると思います。そして、議長さんのほうから不穏当であるということも言われましたが、それはどう思っているのか、大石議員に尋ねてみてください。言いつ放しでいいのかどうか。

○議長（安東正洋君） 大石議員、答弁がありますか。

○16番（大石忠昭君） 何の答弁をすればいいの。議長、今、大事な点はね、私が質疑したんだから、質疑に答えさせてくださいよ。

○議長（安東正洋君） いや、その前の議事進行じゃないですか。その前の議事進行じゃないですか。

○16番（大石忠昭君） 何ですか。

○議長（安東正洋君） おたくが・・・であるとか言う、その前の議事進行じゃないですか、井ノ口議員が言うのは、それに対しておたくは何かありますかかって言う。

○16番（大石忠昭君） いいですか。私は、自分ではね、私の質疑にまともに答え切れないということは大問題だと思いますよね。委員長にとって大問題です。だから、そういう言葉を使ったんですけれども、議長のほうがやっぱり会議を取り仕切っているんですから、取り仕切っている議長からね、不穏当発言で処理すると言われましたから、それは議長に従います。

以上です。（○社会文教委員長（井ノ口憲治君）議事進行）

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 委員会の様子については、先ほど答弁をしたとおりであります。

（「そうじゃないじゃない」と呼ぶ者あり）答えていないとか何とかじゃない。ちゃんと執行部で、執行部というか、整理をしてくれたのを報告をしたとおりであります。私の見解はありません。

大体職業をああじゃこうじゃ、ああじゃこうじゃというのは、非常に人権問題だと思いますよ。わびを入れさせてください。

○議長（安東正洋君） 原則ですね、議事進行は1回ということになっておりますので、私にこの件についてはお任せください。

○16番（大石忠昭君） 議長、答弁がないんです、

答弁が。答弁をその前にさせてください。

○議長（安東正洋君） 井ノ口議員、答弁ありますか。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） ありません。先ほどしたとおりです。

○議長（安東正洋君） ないようでございますので、ご了承願います。

○16番（大石忠昭君） 答弁できないということですか。

○議長（安東正洋君） できるとかできんとかいう問題じゃないじゃないですか。もう3回になりましたよ。

○16番（大石忠昭君） いや、違うんですよ。3回目の答弁はまだしていないんですよ。

○議長（安東正洋君） できませんよ。

○16番（大石忠昭君） していないんですよ。私が質疑したらね、議事進行があつて全然答弁していないんですよ。

○議長（安東正洋君） ありませんと言ったんですから。

○16番（大石忠昭君） 答弁をその壇上に立って答弁していないんですよ、まだ。（○社会文教委員長（井ノ口憲治君）人権問題で、非常に不穏当な発言じゃ）答弁、まださせていないでしょう。議会事務局、そうでしょう、私が言っているように。議事進行を優先したんですよ。（○社会文教委員長（井ノ口憲治君）何遍もありませんって言いようじゃないか）答弁をさせていないんです。

○議長（安東正洋君） 井ノ口議員、自席では答弁になりませんので、ここに来て、質疑席に来て、それがいいならいいと言ってください。

○16番（大石忠昭君） 質議の趣旨を理解して答弁してください。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 質議に対して、非常に人の職業なども挙げながら質議をする。非常に人権を無視した発言だと思います。ぜひ、わびを入れていただきたいと思っております。非常に不愉快な気持ちであります。

そして、答弁、委員会の報告については、まとめて整理をしてくれたのをきちっと報告をいたしました。私の見解としてはありません。（「立派なものだろう、ほら」と呼ぶ者あり）

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安東正洋君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告が大石忠昭君及び土谷信也君からあり、まず、大石忠昭君、次に、土谷信也君に発言を許しますが、両君からそれぞれ第14号議案について通告されておりますので、大石忠昭君においては、討論の発言の順序のうち、第14号議案に関わるものについては一番最後に発言をお願いいたします。

それでは、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） ちょっと水を一杯もらいます。第14号議案が一番最後だな。

○議長（安東正洋君） うん。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、第1号議案には賛成討論、第2、3、4、14、20号議案に反対討論をいたします。その中でも、議長からありました第14号議案については最後に取り上げたいと思います。

最初は、第1号、新年度の当初予算についてであります。

今度の予算は、前年度に比べてみまして約18億円の増、総額で188億円になります。

この当初予算についてどういう態度を取るか、私は、日本共産党大分県委員会の林田委員長と相談をしました。その結果、今回、賛成討論をすることになりました。

当初予算では、マイナンバーカードの推進の予算や同和関連予算など、同意できない予算も含まれておりますが、全般的に見るならば、例えば、佐々木市長が推進している全国トップクラスの子育て支援の各種事業、また、移住定住対策など、各種事業については数多く評価できる予算だと思っております。

高齢者対策についても、私は長年、佐々木市長に対して、子育て支援に続いて、今度は高齢者から喜んでもらえるような、新たな佐々木カラーを出してでも高齢者対策を次々と打っていきこうという提案をし、るる議論をしてまいりました。

あまり長く議論をするつもりはありませんが、例えば、自治体が主催しております敬老会の事業についても、70歳以上1人2,000円と2倍、まさに2,000円という額は大分県18市町の中で最高額になりました。

また、高齢者に対する給食サービスをやっておりますけれども、物価高騰の中で、何とか高齢者の負

担を据置きでしたいということから、新年度についても、その分は補助金を計上して、お年寄りの負担を抑える予算になっております。

また、高齢者住宅の改造費についても、今回は前年に比べて大幅に増額をされておりますし、新規事業では、シニアカーの購入やレンタルなどに対する事業も実施するなど、全体的に見まして、老人福祉費は前年度に比べて今回は3,300万円の増額です。これは、最近では最高額なんです。

また、さらに、新規事業では、带状疱疹予防接種の事業、これも県下に先駆けて実施をする。また、猫の問題も、不妊去勢手術への市独自の事業、そして、子育て支援の新しい事業として、小学校・中学校・高校・専門学校などの入学生に対する5万円の補助金など、評価できる事業が次々とありまして、賛成するものです。

また、香々地の夷谷の夷谷温泉の東側の尾根に遊歩道や展望所をつくる——この事業についても、私は、それは投資効果がないと、それよりもこうしたほうがもっともっと観光振興にも地域の振興にも効果を上げるんじゃないかと、対案を示して、この市長の計画には反対をしてきましたが、今度のこの当初予算には、事業請負費については計上されておられません。

そういういろいろと意見を出しましたが、そういう理由で今度の新年度予算については賛成するものであります。

次は、第2号議案、国民健康保険の特別会計の予算についてであります。

これも市民の皆さんにご理解していただきたいが、私は特に市長に理解をしていただいて、何とか値下げをしていただきたいので、なるべく簡単に分かりやすく討論をしたいと思うんです。

基本的な問題はですね、国保税はどうして決まるのかと。これは市町村が決めるんですが、令和11年からは県が決めることになります。何を基に決めるかと。それはですね、国保に加入している方々の医療費が年額どれだけか、これが基礎なんです。この医療費を医療機関に払うためには、国からの交付金をもらう。差し引いてですね、公費負担がないあとの分は、国保に加入している方々の所得の状況、世帯の構成人数などによって決めることになっているんです。

実はですね、その医療費について、もう永松市長時代というのはね、もうあの合併前でもいつも大分

3月21日

県の中で豊後高田は上から何番目だったんですよ、ずっとね。四、五番目に高かったんですよ。それが今ではね、やはり保健師さんなど担当職員の努力によってね、保健予防事業は進みました。それで、国保に加入している皆さんも、やっぱり健康づくりにそれぞれ努力していただいたおかげでね、今、新しい資料としては2022年の決算資料しかありませんけどね、大分県18市町村の中で2022年度ではね、1人当たりの医療費は下から6番目というように抑えられているんですよ。ね。ところがですね、国保税はどうかと。下から6番目じゃないんです。上から2番目、あるいは5番目という状況なんです。

もうこれは数値を述べましたら長くなりますから述べませんがね、国保税についてはね、皆さんの所得がどうあるかという、その所得に対する所得割というのがあります。人数が何人入っているかという均等割があります。1世帯平均何ぼという、3種類の合算で国保税は決まるんです。その中のですね、所得割については、豊後高田の場合、医療費だけで見ましたらね、10.40%なんですよ。大分県で所得の1割以上も所得割を設けているところは2市しかないんです。2市しかないんですよ。豊後高田は2番目に高いんです。所得に比べて2番目に高い。

それから、1人当たりの医療費について、均等割ですね、これが2万2,300円なんです。これも大分県の中では2番目に高いんです。もう一つ、平等——すいません。均等割が2万8,000円ですね。もう一つは平等割、全世帯に割りつけているものが2万2,300円、これが5番目に高いんです。

私はですね、これが高いから何とか引き下げようということで何度も議論してきましたけれども、とうとう引き下げず、高く取ってきました。そのため、どういう結果になったか。毎年毎年、最近、黒字でしょう。今、黒字分はですよ、これは国からもらった金で黒字になったんじゃないんです。被保険者から集めた国保税、高く取り過ぎた国保税で貯め込んだ金が2億6,000万あるんです。1世帯に直しますと8万2,000円、加入者1人当たりになりましたら5万5,000円貯め込んでいるんですよ。これを使ったら引下げできるじゃないかと、誰が考えても分かることでしょう。

中津も貯め込みがありましてね、今日の議会で可決しますけれども、中津は1割、平均したらどの世帯も1割、国保税が現行よりも下がることになりました。

聞いてみました。そうしたら、これ、今からね、5年分、5年先、5年たった先には、県下統一の国保税になるので、それまでに全部使ってしまうんだと。だから、今年からは下げていくということが分かりました。

高田はそれをね、下げずに、今度の予算、今、私はこの予算に反対するんですけども、国保税が三千何ぼ下がることになっているんだけど、条例改定しない予算になっていますからね、また今年も高い国保税を取る予算なんですよ。だから反対しているんです。

私はね、やっぱり、市長がですね、市民の実態をよくつかんでもらって、2億6,000万、介護基金があることも認識していただいてね、中津のまねをしようというんじゃないんです。高田は高田流でいいですからね、あと5年先、その次は一本化するんだから、一本化の時にはもう基金なくても行けるようにですね、やはり今の瀬を渡れという言葉は何度も使ってきましたが、これだけ国保税が高くて困っているんだから、市長の力でね。もう私は年度途中でどうしようとは言いません。来年4月は市議会議員、市長選挙もありますしね、普通は、条例改定は3月議会でやってきましたのでね、何とか来年3月議会には、やっぱりさすがは佐々木市長だなど、市民が困っていることを取り上げて、国保税を下げたなど評価できるようにですね、引下げの検討を求めたいと思います。

根本的にはね、国の制度なんですよ。一般の健康保険に比べて国保税は2倍高いんです。だから、県知事会でも市長会でも国に次々と要望を上げてですね、改革を求めておりますけれども、基本的には、国保税だけにある均等割や平等割の制度そのものを廃止することね。ようやく昨年度から、均等割についてはですね、未就学児については半額、いわゆる公費負担に変わりました助かっているんですよ。それをですね、全体的に均等割、平等割も廃止を、そして、国庫負担を大幅に増やすように、市長、政治力を発揮していただくことを要望しておきます。

次は、第3号議案、後期高齢者医療特別会計についてであります。

これは、75歳以上の高齢者から保険料を集めて、県のほうに納めるための予算なんですけれども、実は、この保険料についても佐々木市長の責任ではありません。これも県で決めるんです。高田からも議員が1人出ておりますが、そこで決まるんですけれど

ども、何とですね、今年の2月に開かれたその会議では、75歳以上の保険料の値上げ案、どれだけ値上げすると思いますか。今でも全国では、全国47都道府県で大分県は6番目に高いんです。今度ですね、平均しましたら、1人当たり、75歳以上、1人当たり約1万5,000円の値上げなんです。高田でも年間、75歳以上の方からは3億2,700万取る、この予算になっていますね。

結局、高齢者というのはね、年金は下げられるわ、そして、医療費についても所得の高い方はね、窓口で2割負担に変わったんですよ。物価が高騰してね、本当に毎日生活が大変なのに、また1人平均1万5,000円もこの保険料が上がったのではね、もう大変なことだと思いますよ。だから、私はこのような予算については反対をいたします。よって、市長は、国に対して負担割合を大幅に増やしてですね、高齢者の負担が軽くなるように政治力を発揮していただくことを要望しておきます。

次が第4号の介護保険の特別会計、そして、第20号の介護保険条例の一部改定議案、これは同一問題でありますので、討論をしたいと思います。

先ほど、委員長からも説明がありましたように、今回は第9期の介護保険事業計画に基づいて、今回は新年度から3年間の介護保険料を決める、その予算であり、条例です。

今回の変化はですね、所得割別に介護保険料はこれまで10段階で決められておったものを、今度、所得の高い人はまた細分化しまして、高い人は高くもらおうという形で13段階に見直すことになりました。これは、介護保険制度ができて24年たちますけれども、今回が初めてです。

そしてですね、私は、12月議会でも佐々木市長になって2回、若干ですけど値上げしてきたけれども、今度の今年の3月の議会には値下げを抑えたいと。できたら引下げをしないと。全県的には10市で抑えております。据置きになりましたけど、残念ながら、高田も基準月額で70円値上げになりましたね、年間で840円の値上げなんですけれどもですね、実は、市民税の非課税世帯については安くなるんですよ。多いんですよ。

対象者が多いんですけれども、それは紹介しますとね、今、委員長から説明がなかったから私から紹介してあげますとね、第1段階の方ではね、年間で700円安くなります。2段階の方では550円、3段階の方でも380円、いわゆる基準額は70円上がったもね、

年間を通じて低所得者の方、非課税世帯の方は安くなるんですよ。一方ね、高額所得の方は、720万以上の方なんですけれども、この方は年間でですね、現行に比べて2万7,400円の値上げになります。

それで、実はですね、私も全県の調査をしておりますから分かるんですけどね、一番値上げするのが大分市なんですけどね、いわゆる650円以上の値上げですよ。年間にしたら7,800円以上の値上げをするんですけども、高田の場合は、やはり貯め込んでいる基金をほぼ全額崩しましてね、それを使って値上げを抑えました。そのためにですね、全県18市町村の中では下から3番目になる。今は4番目だったけど、もう1個下がりますね。3番目になることになります。その点ではね、国保と違って介護保険では基金を全面的に取り壊してね、値上げを抑えたという、市長や担当職員については評価をしたいと思います。

それでもなぜ反対するのかと。それはですね、一番安い方でも年間1万8,300円の保険料になるんですよ。一番高い方では年間15万4,600円の負担になります。これは、開始された今から24年前に比べましたらね、高田では1.7倍やっぱり上がることになるんです。高齢者の所得に比べてね、1.7倍も上がったという介護保険料についてはね、やっぱり負担が大変なので、私は予算案や条例改定議案に反対するものであります。

質疑の中でも紹介しましたように、介護保険についてはですね、今、公費負担が5割なんです。これを6割にすると。国の負担25%を35%にすればですね、介護保険料についても、あるいは、サービス利用料についても値上げしなくても済むのではないかと思いますのでね、そのためにですね、市長は政治力を発揮をしてもらいたいです。

特に、国の責任で、介護職場で働いている、働く人たちの賃金を引き上げる、あるいは、介護に従事している事業所ですね、事業所も経営破綻をしないように充分安定した経営ができるように、やっぱり報酬の改定、国庫負担の改定を市長としても政治力を発揮をしてですね、働きかけていただきたいということ求めて、討論いたします。

最後に、第14号議案、市議会議員の報酬等に関する条例の一部改定についてであります。

私も長い間、議員を務めておりますが、地方議員の年金が完全に廃止をされました。それ以後ですね、私、毎週、新聞読むんですよ。全国の選挙の実態を

3月21日

見るんですけどね、残念ながらね、若い人、新人の若い人の立候補者が少なく、だんだん議員の年齢が上がってきています。私も82歳になりました。

結局ね、年金制度が廃止をされて、やっぱり議員をしておっても年金もないということでね、若い人のなり手がなくなるといって、今、これは社会問題になっております。

最近の選挙を見ましてもね、一番多かったのが去年の4月の統一選挙なんですよ。これでね、長野県では4割、福島、岩手県では3割近い地方選挙で無投票になりました。無投票が全国で増えております。おとこの日曜日でも無投票がありました。

それですね、ただ無投票になったんじゃないんです。例えば高田で言うたら、16人の定数に対して15人とか14人しか立候補しないで、それでも無投票。大分県でも米水津町であったことはありますけど、定数に足らなくても無投票で選挙が終わるといって選挙区が全国で19出ております。

それですね、菅委員長が詳しく審議の内容を報告されましたのでね、もう全て省略をいたしますが、私も議案質疑や総務委員会でもね、かなり質議をしましてね、よく理解ができます。それでも、なお、この議案に反対するといのはね、2つ理由があるんです。もうあと時間僅かですから聞いてください。

1つはですね、同じ公務員でありながら、市役所で配置されている非正規の職員ですね、いわゆる会計年度任用職員の給与や期末手当、これが低いんですよ。一般職員、常勤職員についてはね、人事院勧告に基づいて、それぞれ12月議会で条例改定をやって、4月に遡って給料や手当の改定が行われますわね。実は、人事院勧告も、人事院についてもですね、初めてですね、この非正規、会計年度任用職員の給与や手当が少ないことを認めましてね、前回の人事院勧告では、職員と同じように、一般職員と同じように賃金についても期末手当についても4月に遡って支給すると。そういう取扱いをしようといことで、全国の市町村だけではなく、都道府県に対しても2回通達を出しているんです。多くのところでは、分かったといことで、非正規職員の給与や期末手当の引上げを4月に遡って実施をしております。高田はそれをしていないんです。

さらにですね、新しい問題では、2024年度から、この非正規の職員に対しても勤勉手当を支給することができる。市町村が条例で改定すれば、勤勉手当

も出るようになったんです。

ところが、隣の宇佐市でも中津市でも国東市でもですよ、それぞれの条例改定をして、新年度からは勤勉手当が出るのがもう議会で決まりましたが、豊後高田においては、この条例すらまだ提案もされてない。

そういう状況の中ですね、市議会議員の報酬を月額5万円上げるといのは、これはやっぱり同じ市役所の中で働いている、私たちも公務員の一人ですが、不公平だと思うんですよ。だから、私は、やはり今、新年度から5万円上げることについては反対です。

もう一つは、市民との関係ですね。コロナの影響が長引かせて大変だったんですけども、それに加えてね、やっぱり物価高騰が続いて、例えば、高齢者などについては年金が上がらない、働く人たちも実質賃金が上がっていないんですよ。世界中から見ましても、日本ほど賃金の上昇しない国はないんですよ。

今年の春闘では、今度は満額回答した企業もあるようですね、随分変わりますし、人勧でもまた上がると回答が、労働者にとっては喜びの回答が出るんじゃないかと期待しておりますけど、まだまだそれもね、豊後高田市民の実態から見ましたらね、生活が大変なんです。

その時にね、市民の生活についても、中小零細業者についても、農林水産業者についてもね、今の岸田政権の下でやっぱり生活を守る、営業を守るために本当に苦勞しております。そういう中で、議員の報酬の引上げについては、私は同意できません。

もう最後ですけども、私は市民から選ばれた議員の1人、日本共産党員の議員であります。もう岸田政権の悪政にはね、真っ正面から対決してですね、国会議員や全国の地方議員と一丸となつてね、やっぱり大軍拡路線、日本を戦争する国にするようなことについては断固反対を貫いてね、平和を守る、そして、暮らしを守る、民主主義を守る、人権を守るために全力で頑張り抜くことをお誓いいたします。

同時に、豊後高田市においてもね、やっぱり佐々木市長に対して、市民の声を次々と伝えていく。そして、何とか一緒になって市民の願いを解決する。そして、無駄遣いあるいは不正を起さないためにも、市政をしっかりチェックをする役割を果たしたい。佐々木市長が提案する政策についても、いいことには大いに賛成をし協力してやる。市民にとって

悪いことについては、早く問題点を指摘して改善を求めていくなどなどしてですね、今後、市民の福祉の向上、市政の進展に長い経験を生かしてさらに頑張ることをお誓いをして、答弁いたします。ぜひ、皆さんのご賛同をお願いいたします。

終わります。

○議長（安東正洋君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 第14号議案、豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、豊翔会を代表して賛成討論を行います。

本議案につきましては、豊後高田市の将来を見据え、まちづくりを担う多様な分野の若者や女性、勤労者の皆さんにも、議会へ参画しやすい環境を整えたいということで、ご提案を頂いているものでございます。

近年では、人口減少・高齢化の進行も相まって、全国的な問題として、地方議員のなり手不足が深刻化し始めております。

本市においても、昨年2月に実施された市議会議員選挙では、直前まで無投票ではないかとの声もございましたが、定数16名に対し、17名が立候補して、辛うじて選挙になりました。

しかしながら、投票率は過去5回の中では最も低く、68.41%にとどまり、次回はどのような状況になるのか、心配する市民の声も聞かれます。

このような状況で、議員のなり手が不足すれば、市民の思いや希望を投票によって市政に反映させることができなくなります。

このようなことから、当初、議会側だけで議員のなり手不足問題について調査・研究を行っていかうと考えておりましたが、全国地方議会の先進的な取組事例などを見ても、すぐに解決策が出るようなものではなかなかありませんでした。

このため、執行部におかれましても、議員に立候補しやすい、議員活動しやすい環境づくりの実現に向けた調査・研究を行っていただきたいということで、昨年6月に、佐々木市長に対し、安東議長より要望を行ったところであります。

市長をはじめ、執行部の皆さんにおいては、社会情勢や地域の実情、市の財政状況などを鑑み、議論を重ねていただき、また、豊後高田市特別職報酬等審議会において、今後の議会議員のあるべき姿や議員のなり手不足の要因とその対応について諮問され、その答申結果を踏まえた今回の改正内容となっております。

ります。

本議案については、議員定数の変遷や合併後の議員報酬に関するこれまでの経緯などを踏まえ、丁寧な議論がなされ、検討されたものであるとともに、平成27年1月に制定した議会の最高規範たる豊後高田市議会基本条例に基づき、これまで我々議会が取り組んできた議会改革もご理解いただき、ご提案されたものと認識いたしております。

いまだ景気の回復が市民生活に実感として現れていないという状況下でございますが、本議案の提案は、佐々木市長にとって大きな決断であったのではなかろうかと思われま。

改めて、市議会として市民の声を代弁する役割のみに終始するのではなく、市民福祉の向上と市政の進展を目指し、不断の努力を重ねることで、市民の信託に応えるためにも、私たち議員や議会全体がその活動をさらに活性化させなければならないと思うところであります。

また、市の将来を担う若い世代の方々にも立候補していただき、議員活動を続けながら安心して生活できるような報酬水準であつてこそ、二代表制の一翼を担う議会としての役割もさらに充実してくるのではないかと考えております。

多様な分野の人材が立候補しやすい環境となることで、議会と議論を交わしながら、市民にとってよりよいまちづくりをさらに進めたいという市長の姿勢に賛同し、本議案に対する賛成討論とさせていただきます。何とぞ、議員皆さま方のご協賛を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（安東正洋君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するものうち、反対のありました第2号議案から第4号議案及び第14号議案、第20号議案を除く各議案は、委員長長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものうち、反対

3月21日

のありました第2号議案から第4号議案まで及び第14号議案、第20号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

以後、起立採決の際は、同様をお願いいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第14号議案について、起立により採決いたします。

第14号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第14号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第20号議案について、起立により採決いたします。

第20号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第20号議案は委員長の報告のとおり決定

いたしました。

○議長(安東正洋君) 日程第2、第26号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第26号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。令和5年8月31日付けで退任した人権擁護委員の後任に渡邊法智氏を新たに推薦することについてご意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安東正洋君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第26号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第26号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第26号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(安東正洋君) 日程第3、第27号議案及び第28号議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第27号議案の令和6年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、87万5,000円の増額で、補正後の予算総額は188億2,689万8,000円となります。

補正予算の内容につきましては、保護者の経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援するため、高校生までの医療費の無料化を拡充するもので、子どもに係る入院時の食事代を新たに助成の対象とするものでございます。

これは、議会開会日の提案理由説明におきまして、令和6年度の市政運営方針を述べさせていただきましたが、全国的に少子高齢化、人口減少が大きな問題となっている中、本市といたしましては、子育てについては社会全体で支えるべきであり、教育には隔たりがあってはならないという基本的な考え方の下、国や全国の自治体に先駆けて様々な子育て支援に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、こうした取組も少しずつ他の自治体に広がりを見せております。

このような中、本市は、人口増施策のトップランナーとして、現状の一步先へ、人口増施策を加速させるため、将来を担う子どもたちへの未来への投資として、令和6年度から小学校・中学校・高校の入学時に子育て応援入学祝い金5万円をそれぞれに支給してまいりたいと考えているところでございます。

そして、このたび、本定例会会期中ではございましたが、全国トップレベルの子育て施策に取り組む本市といたしまして、子育てに対する支援をさらに加速させるため、入院時の食事代の助成につきましても積極的に取り組むべきであるという考えに至りましたので、令和6年度の早期に実施できるよう、追加提案を行うものでございます。

なお、実施時期につきましては、市民の皆様への周知を始め、大分県医師会などの関係機関との調整を行った上で、令和6年4月1日から実施してまいりたいと考えております。

次に、第28号議案の豊後高田市子ども医療費助成条例及び豊後高田市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、第27号議案の補正予算に関連するもので、子どもに係る入院時の食事代を助成することで、子育て世帯の負担軽減を図りたいので、所要の規定の整備を行うものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第27号議案及び第28号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。今、市長から追加提案されました第27号議案、28号議案について質疑をいたします。

最初は、補正予算についてであります。今回、歳入で367万9,000円、県支出金を補正をしておるんですけども、この67万9,000円まであるんですけどね、どういう根拠でこういう数字になったのかですね。私も県に問い合わせさせてみて、いろいろ資料を持っておりますけれども、その辺を一つですね。

この議案についてもう一点、歳出のほうで、今回は民生費で17万5,000円、衛生費で70万円の補正をしておりますかね。合計で87万5,000円なんですけれども、この根拠についても説明をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、第27号議案の令和6年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）についての質疑にお答えをいたします。

まず、第1点目の歳入における367万9,000円の根拠でございますけれども、これにつきましては、県の事業における県の助成金、市に入る助成金でございますが、この分につきましては、令和4年度の実績に基づきまして、高校生の総医療費から県の負担分を算出いたしまして、その金額が年間を通しますと441万5,000円となります。

ただし、新年度におきましては、4月からの実施でございますので、請求といえますか、対象が2か月遅れの請求となりますので、10か月分になります。したがって、この441万5,000円の10ヶ月分として367万9,000円を計上しておるところでございます。

続いて、歳出のほうの87万5,000円の根拠についてでございますが、まず、3款2項4目のひとり親家庭医療費助成のほうの分でございますが、この分が1

3月21日

7万5,000円、そして、子ども医療費助成分としまして70万円を予算計上させていただいておるところでございます。

この内訳につきましては、これも令和4年度の実績になりますけれども、そこから入院する日数の累計が出ておりますので、それを基に計算をいたしました。それに基づきまして、年間でひとり親家庭医療費のほうが年間30万円、子ども医療費のほうが年間120万円という試算をしております。そのうち、7月からの実施を予定しておりますので、請求が9月からということになります。したがって、9月から来年の3月までの7か月分、補正予算の参考資料にも載せておりますけれども、年間12月のうちの7か月分を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 12時になりましたのでね、もう次の第28号議案は質疑をしません。

今の問題で再質疑をしたいのはね、大分県では子どもの医療費の助成について、今現在ですね、現時点では中学生までの入院助成、それから、就学前までの通院の助成なんです。当初はね、全国でもいいほうだったんですけども、今はもう遅れております。それも全額補助じゃなくて、いわゆる入院では500円掛け2週間分は自己負担、通院では500円掛け1医療機関当たり4日分の自己負担になっているんですよ。それでもね、大分県18市町村の中では、佐々木市長がトップを切って高校までの医療費、その分についてはね、入院については高校生の分、通院については小・中・高を市が独自支援、いわゆる財源はふるさと納税で充てておりますけども、トップを切ったんですよ。

今やね、残念ながら、今、日田はね、市長が代わって公約ではやると言いましたけれども、給食は無料化が優先するものだから、まだいまだにできていないんです。しかし、隣の宇佐についてもね、高田に負けるなどやりました。とうとう中津もやるようになりまして、中身が違うんですよ。それは完全無料化じゃなくてね、宇佐でも中津でもね、県と同じように高校まで拡大しましたけれども、1回500円の自己負担があるんですよ。完全無料化になっていない。議会で追及してもなかなか宇佐も中津も完全無料化をやらないというんです。そういう中で、豊後高田はね、今回、入院の給食代も無料化になった。それは佐々木市長すごいと思いますよ。

それでね、お尋ねしたいのは、担当課ですね、財政課でもいいんですけども、今回、大分合同新聞に新年度予算の説明が出まして、わあ、よかったなど、佐藤市長に替わって、やったと思ったんですよ。高校までと言うからね。全部、高校までの医療費の助成に変わったかなと。13億円とタイトルが出ましたのでね、喜んだんですけど、よくうちの県議会議員に聞いてみたら、そうじゃなくて、佐藤知事が改定するというのはね、入院についても高校生分だけ、通院についてはね、小学校や中学校については対象外なんですよ。高校生分だけなんです。高校生分だけしか県が半額助成しないんです。それも自己負担分はそれぞれ個人で見ればよいと、市町村で見ればよいということで負担しないんですよ。

何を財政課長なり担当課に聞きたいかというのは、佐藤知事が今回拡充をすると、子ども施策をやるんだと言いながらやったことについて、豊後高田ではね、どれぐらいの予算が増額されますよというようなね、何か通知、新年度からやるんだから、その分は一般会計の当初予算についても増額しておいてよいよというようなね、何か今回新たにやることになりました高校生分の県の医療費の拡充について、何か財政的な裏づけになるような通知があったのかどうかということですね、それを聞きたいんです。どうでしょうか。ないんですね。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、再質疑にお答えいたします。

高校生分の医療費助成につきまして、県のほうから通知があったかということでございますけれども、具体的な通知、数字等は示されておられません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、もう一点質疑で終わります。

今回実施するようになって、いわゆる歳入額についても歳出額についても、今回、補正という形ですね、提案されておりますが、これはあくまでも財政課と担当課で協議した結果、令和4年度の実績から見積もって、こういうことになるということで決めたということでございますか。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） 再々質疑にお答

えいたします。

今、質疑にあったとおりでございます。そのとおりでございます。

○16番（大石忠昭君） そのとおりということですね。終わります。

○議長（安東正洋君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、第27号、28号議案の追加議案について賛成討論をいたします。

今、市長の提案理由説明や課長の答弁でお分かりのとおりであります。実はですね、私は大分県のそれぞれ市町村議会の中でも、今回、佐藤知事が拡充した高校生分でございます。市町村が今まで助成しておった財源が浮くわけだから、その一部を活用して入院の食料費についても無料化をしたらどうかという質問をしたのは私だけなんです。これに答えてくれたのも佐々木市長だけなんです。

私の調査ではですね、もう県のほうからも市町村に対して、今、答弁があったとおりに、これをやるんだから、あなたところではこれだけ補助金が増えますよというような報告もないんですよ、いまだにね。だから、これを使ってどうするというようなことも、市町村では検討しておりません。

私は、今度の一般質問でこのことを取り上げましてね、佐々木市長は、給食代にしる、高校までの医療費にしる、保育料などなどにしてもですね、子育て支援ではトップクラスなんだから、今回はこの財源の一部を使えばね、給食代の食料費についても無料化できるんじゃないかという提案をいたしました。

市長もこういう子育て支援ではトップクラスで推進しておりますのでね、やっぱり応えてくれてこういうことになりましたね、私は佐々木市長は大したものだと評価をいたします。

これもですね、県下は佐々木市長に続けという形でね、どこでもやるように私ども共産党議員としてですね、頑張っていきたいと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（安東正洋君） ほかに討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて討論を終結いたします。

これより、第27号議案及び第28号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第27号議案及び第28号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（安東正洋君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により、変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 北崎安行

豊後高田市議会議員 河野正春